

武豊町猫よけ器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が猫によるふん尿等の被害軽減を図ることを目的として、猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果を有する器具をいう。以下同じ。）を試用として貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 猫よけ器の貸出しを受けることができる者は、町内に住所を有し、現に居住している者とする。

(貸出期間)

第3条 猫よけ器の貸出期間は、2週間以内とする。

(貸出台数等)

第4条 猫よけ器の貸出台数は、1回につき1台とする。

2 猫よけ器の貸出しは、同一の世帯について1年度につき1回までとする。

(貸出の申込み等)

第5条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、運転免許証その他の本人確認ができる書類を提示するとともに、猫よけ器貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申込書を受理した場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、猫よけ器の貸出しを行うものとする。

(1) 故障その他の事由により猫よけ器の貸出しができないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が猫よけ器の貸出しについて適当でないと認めるとき。

(貸出料)

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の使用に係る費用は、猫よけ器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(借受者の責務)

第7条 貸出期間中の猫よけ器の維持管理は、借受者の責任において行わなければならない。

2 借受者は、猫よけ器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原状に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第8条 町長は、猫よけ器の使用に起因する事故等により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害に対して、その責任を負わない。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 居住する住居の敷地（共同住宅にあっては、専有部分又は専用使用権を有する部分）内に猫よけ器を設置すること。
- (2) 猫よけ器を猫よけの目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器を処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 猫よけ器を清掃の上、申込書に記載した貸出期間内に返却すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、猫よけ器の管理上に必要な町長の指示に反する行為をしないこと。

(報告)

第10条 借受者は、貸出期間終了日までに、猫よけ器を返却し、町長に猫よけ器返却報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 猫よけ器の返却は、借受者が生活経済部環境課にて、町職員に引き渡す方法とする。

(返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、猫よけ器の貸出しを中止し、借受者から猫よけ器を返還させることができる。

- (1) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 設置場所周辺的生活環境に係る影響を考慮して特に必要がある

とき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、猫よけ器の貸出しに関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。